

治癒証明書のお願

お手数ですが 幼稚園の健康管理の指導上必要なので 治癒証明をいただきますようお願い申し上げます。

治癒証明書（登園許可書）

明星幼稚園園長

園児名

上記の園児は 月 日から（ ）にて加療中で
あったが 治癒したので感染のおそれはなく 月 日より集団生活
が可能と認めます。

年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

◎登園してはいけない病気（学校保健安全法施行規則第19条より抜粋）は 治癒証明書
が 必要です。

感染症（コレラ、赤痢など）以外にも他の園児に感染するおそれがあるために、学校保健安全法により、
登園

病名	登園停止の期間
百日ぜき	特有のせきが止まるまで。
麻疹（はしか）	発疹を伴う発熱が解熱した後 3日間を経過するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風疹	発疹がなくなるまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで。
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで。
腸管出血性大腸菌感染症 （0-157を含む） 流行性結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症	完全に治るまで。 ただし、専門医が適当と認める予防措置をしたとき、または症 状 により感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。

※その他、医師が感染のおそれがあるものと判断されたものが含まれます。

※その他の感染症については、感染症予防法などによって定められた期間、休園して下さい。

◎インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、学校保健安全法規則第19条により

登園停止期間が定められており 専用の登園停止経過報告書（別様式）の提出が必要です。

◎次については治癒証明書は不要ですが 必ず受診し医師の指示に従って下さい。

受診結果については速やかに幼稚園に連絡してください。

溶連菌感染症 ・ ウイルス性肝炎 ・ 手足口病 ・ 伝染性紅斑 ・ ヘルパンギーナ
マイコプラズマ肺炎 ・ 流行性嘔吐下痢症 ・ 頭シラミ ・ 水いぼ ・ とびひ ・ RSウイルス